

「新潟大学における臨床法学教育」

日時：2007年12月17日 16:00～18:00

場所：早稲田大学西早稲田キャンパス8号館808会議室

講師：四ッ谷有喜氏（新潟大学大学院実務法学研究科准教授）

所長・宮川 本日は、新潟大学法科大学院から四ッ谷先生においでいただきまして、新潟大学における臨床法学教育について、お話しいただきます。大体1時間ぐらいお話しいただいて、30分ぐらいの質疑応答という形にしたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

四ッ谷 ただいまご紹介にあずかりました、新潟大学の四ッ谷でございます。専門は民法ですが、新潟大は小規模なロースクールですので、正式な担当者ではないのですが、ロースクール開設以来、本学のクリニツク教育に関わっております。

まず御礼を申し上げなければいけないのですが、本日はお招きをいただきまして、ありがとうございます。本来であれば、新潟大学でやっていることをご報告申し上げるよりは、早稲田大におけるクリニツク教育の内容を新潟大学が同うという方が適切かとは思いますが、ご指名をいただきましたので、ご報告をさせていただきますと思います。

レジュメに沿って、ご報告をさせていただきますと思います。

新潟大学は、1学年定員が60名です。既修、未修の関係で申しますと、いわゆる原則未修型であり、未修者で入学を許可し

た者に対して既修者認定をするという形をとっております。既修者認定を受ける者は例年2名から5名程度です。したがって、通常、50数名が未修者として3年コースを履修するというのが実状です。

在学生人数ですが、現在173名で、お手許にお配りいたしました資料に書かれているかつこ内の数字は休学者数を示しています。ご覧いただいておりますとおり、結構滞留者というか、休学者が出ておりまして、後でクリニツクの問題点のところでお話をしたいと思います。この点が頭の痛いところ。1年、2年次共に、大体60名を超えておりますのは、留年者がいるためです。

教員の構成は、専任教員が33名で、うち研究者教員が23名、実務家教員が10名。実務家教員のうちの弁護士教員が6名。6名のうち、県弁護士会から来ていただいていますのが5名、埼玉弁護士会から来ていただいていますのが1名です。他に、派遣検察官が1名というのが内訳でございます。その他に現職の法曹でロースクールの教育に携わっているのは、非常勤の実務家教員として弁護士2名、派遣裁判官で裁判官が1名です。ここにありますが非常勤の実務家教員2名は、主にリーガルクリニツク

この冊子は、日本学術振興会科学研究費・
基礎研究 (A)・課題番号19203006・
研究課題「法曹養成教育における経験的方
法論としての臨床法学教育の研究」の研究
成果の一部である。

II実施のための法律相談についてご協力を
いただいている弁護士さんです。

クリニツク系の科目としては、リーガル
クリニツクIと、リーガルクリニツクIIを
配置しています。いずれも2単位というふ
うに書きましたが、これは開設当初は1単
位科目で運営をしておりました。その後、
実際に授業を実施してみましたところ、当
該科目についてはいずれも学生の負担が結
構重いということで、1単位科目から、今
年度から2単位科目に変更したものでござ
います。

クリニツク科目の取り扱いですが、選択
必修にしておりますので、リーガルクリ
ニツクのIかIIのいずれかを学生が履修し
て、単位を修得しなければ修了することが
できないという仕組みをとっております。
このような仕組みをとりました趣旨は、開
設前、議論いたしましたときに、司法試験
に目が向いてしまうようになれば、臨床法
学教育系の科目を選択する学生が少なく
なってしまうだろうと。そうすると、法科
大学院制度が創設された趣旨も踏まえて私
たちにできることは、学生にとつては半ば
嫌がらせかもしれないけれども、選択必修
化して、これを取らないと修了できないと
いうふうにしよという制度を採用するこ
とぐらいしかないだろうという結論に至り
ました。学生が、どのように考えるかとい
う問題は別として、カリキュラム作成にお
いて臨床法学教育系の科目を重要視したわ
けです。

以上のような理由から、リーガルクリ
ニツクIか、リーガルクリニツクIIのいず
れかを必ず選択させるという制度をとつ
ています。

それから、臨床法学教育の定義にもよる
のかとは思いますが、いわゆるソシエレー
ション型の科目としては、3年次の後期に
法務総合演習というものを用意しておりま
す。本題であるクリニツクI及びクリニツ
クIIについてご説明する前に、法務総合演
習について、ご説明しておきたいと思いま
す。

3年次の後期に、ほとんど実際の事件に
近いようなものを教材に、当事者役を教員
が担当するという方法で、いわゆるロール
プレイング型の授業を実施しております。
当該授業では、学生による当事者からの開
き取り、証拠収集、訴状・答弁書等の書面
のやりとり、口頭弁論のロールプレイング
等を経て、最終準備書面を作成させるとい
うような内容です。証人尋問も行い、最
終的には判決を出す方法を探っており、法
廷のロールプレイングの際には外部の先生
に、そのときだけボランテニアで来てい
ただいて、裁判官役もやるという内容を2
単位授業として展開しています。

以上が法務総合演習の内容です。本題の
リーガルクリニツクのIとIIについてです
が、クリニツクのIは2年次の開講です。
いわゆる、エクスターニツク型の科目と
はなっていますが、いわゆる「丸投げ」の
ような形は最も避けなければいけないだろ
うということで、内容の均一性を保つよう
工夫を施しているところがございます。科
目自体の担当教員は、専任教員2名となっ
ていますが、これは弁護士1名の専任教員2
名です。全体調整と、それから事前事後の
授業と、最終的な成績評価が主たる役割で
す。実際の授業を担当していただくのは、
指導弁護士です。これについては県弁護士

会を通じて約30名確保いたしましたして、学
生1人に対して指導弁護士1人が対応する
という形態をとっております。

成績評価は認定方式ですので、いわゆる
優良可ではなくて、可否の方式をとってい
ます。それから、単位は制度上、半期2単
位の科目というふうにしておりますが、5
月ぐらいから大体12月ぐらいまで幅をも
たせて実施をいたします関係で、実際の運
営上は通年実施とほぼ同じような扱いに
なっております。これを制度上は半期にし
なければいけないのは、いわゆるキヤッ
プ等々の問題がありますので、2単位半期
というふうにしておきまして、学生がその
ほかのクリニツク以外の選択科目を取つて
いますので、例えばある学生は前期に単位
を取つたというふうになる成績がつきまし
、ある学生は後期に取つたというふうになる
がつくという形態をとっております。

クリニツクIの年間スケジュールを具体
的に申し上げます。まず指導弁護士に対し
てですが、開講前年度の1月下旬に協力を
いただいたりする一方で、かつクリニツクを
やっているという支障のない方、具体的に
には、いわゆる実務経験が5年以上の先生
方を中心にして、クリニツクI・IIについ
てまとめて意向調査を行います。この意向
調査については、例えば「I、IIいずれで
もいいです」とか、「Iだったらやっても
いいけれどIIは協力できない」といった
形でお返事をいただくことになっておりま
す。各弁護士に回答していただいて、これ
で数が足りないときがございますので、そ
のときは、担当教員の弁護士が再度、5年
以上の実務経験を有する弁護士に対して個
別に協力要請（あるいは説得）をし、履修

学生の人数に相当した数の指導弁護士を確
保しております。

その後、指導弁護士を決定して、説明資
料を各指導弁護士に対して送付した上で、
指導弁護士全員を集めて説明会を行つてお
ります。

以上のような指導弁護士への対応と並行
して学生に対してガイダンス等を開催しま
す。具体的には、4月中旬に2年次生全員
に対してガイダンスを行います。リーガル
クリニツクIとリーガルクリニツクIIが選
択必修となっている関係上、学生は在学期
間中を通じてI・IIいずれを選択するの
かと言ふことを決める必要があります。した
がって、2年次が履修できるにはリーガル
クリニツクIのみですが、2年次生に対す
るガイダンスにおいては、Iの内容とIIの
内容の両方を説明し、その上で2年次に
クリニツクIを選択するかどうかを決めて
もらうということにしております。

ガイダンス実施後ですが、学生が担当教
員に対して受講を希望します。ただ全員の
希望が通るといふかといふと必ずしもそ
うはなっておりません。新潟県弁護士会もそ
んなに大きい弁護士会ではございませんの
で、クリニツクIに協力していただけるの
は30名が限度です。したがって、クリニツ
クIについては履修記号者が30名を超え
た場合には抽選を行っております。この抽選
に漏れた学生は、当然に3年次にクリニツ
クIIを履修する権利があるということにな
ります。担当教員が抽選をやつて、クリニツ
クIの履修学生が決まった段階で指導弁護
士の割り振りをいたしましたので、各指導弁護
士に担当学生に関する通知をするという形
をとっております。

指導弁護士への通知の際には、学生からクリニックⅠの内容に関する簡単な文書を提出してもらっており、それも併せて指導弁護士に送付するところを行っております。この文書には、学生の希望、例えば「短期集中型で色々な事件について体験したい」とか「事件数は多くなくてもいいけれど、いくつかの事件についてフォローできるようなしたい」といったことや、特に興味を持っている分野について書いてもらったりしています。各指導弁護士は、学生からの希望を勘案しながら、実習を行ってくださっているようです。

また、実際にクリニックⅠが指導弁護士の下で指導をいただくよりも前に、学生に対して心構えとか守秘義務とかということも含めて、事前講義というものをやっております。その上で、授業の興味としてはカウントされていますが、学生は、事前指導弁護士と個別に連絡を取って、日程調整とごあいざつに伺うというのが通例です。その際、予め送付した学生の希望が書かれた文書の内容を含めて指導弁護士と学生との間で打合せが行われているようです。以上のようなプロセスを経て実際には5月中旬くらいから、打ち合わせたとおり指導弁護士との授業が始まるという形態をとっています。

2ペーjomに入りますが、クリニックⅠに関してはエクスタテンシブ型でございますので、あらかじめクリニックⅠを担うだけなく指導弁護士の先生方に、かなり詳細な実施要領のようなものを作成しておりまして、こちらもその他の資料を併せて送付しております。さらに、指導弁護士のほうでも、学生のほうでも、日誌を書くこと

いうふうになっております。この日誌については定型のものを用意しております。原則として指導弁護士も学生も全ての項目について記載をするということになっております。この日誌と、指導弁護士から担当教員のほうに最終的に届く評価に関するメモが、単位認定のための基本的な資料ということになっております。

クリニックⅠに関しては、エクスタテンシブ型ですから、指導弁護士毎に若干内容は異なる面がございます。したがって、先ほど申し上げた「必須項目」に挙げられた部分が実施できていれば、実施期間の長短があっても構わないという制度設計にしております。したがって、指導弁護士と学生とで話し合いをしまして、学生の希望に添う形で実施するという方法が採られています。実際の実施状況ですが、大体平均的な受講スケジュールというのが2種類に分かれて参ります。一つは、いくつかの事件がある程度最初から最後まで追及してみたい、そういうものを主眼に置きたいという学生については、割と期間が長くなりつつ、資料でお示しいたしました①のようなスケジュールになります。

もう一つのタイプは、短期的に総合的に、リストアップされた以外のものも含めて、弁護士さんの仕事というものを集中的に見たいという学生もおりますので、これについては、②のように短期集中型でやってみようということが従前から行われているようです。このあたりは、指導弁護士と学生との裁量に、ある程度任せております。

終了時期は①のタイプを選択した学生について、1月中旬か遅くとも据え頃に修了いたします。そういったしますと、1件の

事件が終わらないような場合もありますので、先生によっては、実習が始まる以前に何かしらの手続が進んだ事件をいくつかリストアップしておいてくださって、実習最終日には、事件の解決をみる事ができるようにするという風に工夫をしてくださっているようです。

全員が実習を終了するくらいの時期に、全体を集めての事後授業というものを行います。さらにクリニックⅠ・Ⅱ共通で「クリニック報告会」というものを開催し学生全員及び指導弁護士に出席してもらうというのが、大体1年間のスケジュールです。クリニックⅡについては、3年次開講

で、法律相談と事務所での事件追及型実習との併用という形をとっております。担当教員はやはり専任教員2名で、役割は先ほどのクリニックⅠと同様、全体調整、事前事後授業の担当、最終的な成績評価と共に、法律相談型の授業への同席というものをしていたいただいております。したがって、この授業に関しまして、学生が行う法律相談には担当教員(弁護士)以外に、指導弁護士がつくという体制をとっております。したがって、実際の法律相談においては、学生2名と弁護士2名(担当教員と指導弁護士)が、1回の法律相談にあたるという形態をとっております。

そういったしますと、指導弁護士が、同業の違う弁護士さんから自分の法律相談をやっているとところというのを見られるということになります。こうした形態を指導弁護士が嫌がるのではないかと懸念が、実施前にはあったのですが、そのようなことは特に起きません。他方で相談者からすると、弁護士2名とロー스チュールの学生

さんが相談を担当してくれるということで、おおむね好評という評価を得ているようです。実施当初は相談者1名に対して、弁護士2名と学生2名がづくので圧迫感が生じるのではないかと、したがって相談者から苦情が出るのではないかと懸念もあつたのですが、そのような苦情もなく現在に至っております。

実際の授業担当者は指導弁護士で、県弁護士会所属の先生ですが、これについては後で少し説明を加えます。成績評価は認定方式で、単位も半期2単位です。ただし、クリニックⅠと同じような理由で、運用上は通年で実施しております。

年間スケジュールは、対弁護士に関しては、クリニックⅠとはほぼ同じようなところでございます。学生に対しては、4月中旬に受講生に対する事前授業があります。クリニックⅡについてはクリニックⅠとは異なり、あらかじめクリニックⅡを選ぼうと思つて、2年次のときにクリニックⅠを取らなかつた学生と、クリニックⅠの抽選に漏れた学生が対象になっておりますので、クリニックⅡについては抽選ということとはいたしません。

実際に学生が法律相談を行うというのが、クリニックⅡの主眼ですが、法律相談は非常に難しいものがあるということ、非常に重要な職務であるということも私たちも認識をしておりますので、法律相談を実際に学生に行つてもらう前に、県弁護士会の法律相談センターが実施する法律相談についてご協力をいただきました。県弁護士会主催の法律相談を傍聴し当日の相談担当弁護士(これは指導弁護士とは異なります)に対してインタビューというものを実

施しております。

これは、法律相談センターの主催する法律相談の日程と割り当てが決まった段階で、各先生方にご協力依頼を出し、趣旨をご説明して、了解を得た先生について学生を割り当てるといった方法をとっております。この時に、傍聴を許可していただき、インタビュアーに答えてくださる弁護士については全くのボランティアであります。

法律相談の傍聴については、学生が法律相談を傍聴し、法律相談の後に相談担当の弁護士に、お時間を取っていただいて、その場で、当日傍聴した個別の法律相談に関する質問であるとか、法律相談の一般論に関する質問であるとか、そういったことを学生が聞き取った上で、この傍聴について、聞き取りのレポートを作成し、担当教員に提出するという方法をとっています。

これについては、学生が法律相談を体験するよりも前に行わなければ意味がございませんので、4、5月に集中して行います。もちろん相談者の了解を得なければいけませんので、実際に傍聴に行つて2件分を傍聴しなかったけれど、セッションైనな事件が続いたので1件しか聞けなかったという学生がいたり、他方でラッキーな学生は1日中何件か傍聴することができたりか、学生によって差が生じてしまうこともあり、その面では受講学生間の統一性に欠ける面は否めません。しかし、自分で法律相談をやる前に「お手本」をちゃんと見てもらおうということで、こういったことを実施しておりますし、統一性に欠ける面があるにせよ教育効果は高いと感じております。

この「法律相談傍聴」終わった後に実際

の授業が進んでいくわけですが、学生が法律相談を体験することができると、どうしても1日だけになってしまいがちです。1日で相談時間が1件1時間ということでは、1人2件ぐらいしかやってもらえない。そうすると、1との違いとしては、弁護士さんの仕事というものを全く見る機会がないです。1件の事件が動いていくということを見る機会もないということで、クリニックIIについては法律相談を実際に行つてみる「法律相談型」の授業と併せて「事件追及型」というものを実施しています。

したがって、クリニックIIのほうは、2種類の指導弁護士の先生がいらっしゃるということになりまして。一つは、法律相談を担当してくださって、その日に教えてくださる指導弁護士の先生。もう一つは、一つの事件をフォローするために、割とクリニックIと似たような形になるのですけれども、事務所に学生を受け入れていただいで、4〜6回ぐらいですが、実際に実務を見させていただくという事件追及型をやつていただく指導弁護士の先生です。もちろん両方をお引き受けいただける先生もいらっしゃるのですが、先生によつては、法律相談だけなら担当してもよいとか、事件追及だけだったら担当してもよいという先生がいらつしやいます。これも先生方によつて対応はばらばらですので、ご希望を伺った上で、それに併せて学生を配置していくという作業が必要になってきます。

したがって、平均的な受講スケジュールもわかりにくいのですが、レジュメにお示ししたように、事件追及型をやりながら、1回法律相談を傍聴する機会があつて、その上で実際に学生が法律相談をメインでや

るといなのが全体像です。学生が法律相談をメインで担当する際には、横に指導弁護士と実務家教員の先生がついてくださり、とりあえずは指導弁護士も担当教員弁護士も黙っている。ただ、法律相談は生の事件を扱うわけですから学生による聞き取り及び回答だけが必要十分であるということにはならないのが通例です。したがって、補足的に指導弁護士が相談者から聞き取りをしたり、学生による回答を補足したり、誤っている部分があれば訂正したりということが行われます。学生にとっては自分がメインで相談を受けてみるということ自体も勉強になるのですが、その場で指導弁護士が介入することによって、自分のやった相談で不足していたところが良く分かるということがあつてはいいです。相談が終わつた後に、別に時間をとつて当該相談について指導弁護士及び担当教員からレクチャーを受けます。その際には、学生からも例えば「なぜ、〇〇という事実について聞き取りをする必要があつたのか」といった形で指導弁護士に対して質問がなされるということもあつてはいいです。担当教員(弁護士)が相談に同席いたしますのは、このレクチャーの時に効果的な議論ができるようにするためです。ですから、相談の際には担当教員が介入すると言ふことはあります。レクチャーが終わると、次の相談が入つておきますので、法律相談を実施し、その後にレクチャーを受け、そういう感じで1日のスケジュールが進んでいきます。

具体的な内容はレジュメに大体をお示ししたのですが、法律相談型の授業の標準型としては、学生2名が1グループをつくる。1グループを指導弁護士1名が担当する。

当該科目を担当している専任教員も法律相談に同席をし、1グループが2件の事件を担当する。したがって、例えばA君とBさんがグループでいた場合には、1件ずつを担当を交えるという形をとっていただいているようです。相談時間は1時間で、学生が聞き取り回答を行った後、指導弁護士が補足する。相談終了後、学生、指導弁護士、同席している弁護士教員の三者で、デイスカッションをする機会が設けられています。

それと同時に、ごく稀に非常に難しい事件が舞い込んでくる場合がございますので、予備日を用意いたしまして違う日程にもう一回相談者に来ていただくということがある場合もあります。

事件追及型についてですが、このところは少し統率がなかなかとれませんので、学生によつては、本当に1件の事件を追及する学生もいるのですが、短期間でやりたいという希望で、1個の事件を追及せず、ただ弁護士事務所に行つて、何か事件を見てきたという学生さんもいます。「事件追及型」というネーミングからも分かる通り、1件の事件を動機的に見てほしいと思つてこの部分を用意しておりますので、果たして学生の希望を優先することが望ましいことかどうか、この点については今後の検討課題と言ふことができようかと思つてはいます。

以上が大体の各科目の内容でございます。法科大学院創設以前に、クリニックI及びIIの科目内容については検討を兼ねてきたという面がございます。したがってバツと聞いただけではわかりにくいようなこともあつてはいますので、後で

ご質問いただければと思います。

ここからは、クリニック系科目に対する
バックアップ体制についてご説明いたしま
す。この種の科目はもちろん私もだけ
で実施できるわけはございませんので、サ
ポート体制が2つ組まれています。一つは、
法科大学院の付属機関である地域法実務セ
ンターです。センターと名乗っているわり
には、建物物の何もない機関ではありますが、
構成員のうち専任教員が2名おります。一
応センター所属の教員という形式になっ
ておりますが、先ほど申し上げたロースク
ールの実務家教員で、県弁護士会から来て
いただいている5名のうちの2名が、ここ
にセンターの専任教員という形で所属して
おります。それから、非常勤弁護士2名。
さらに、私を含め、研究者教員が実務法学
研究科から4名法学部から2名、弁護士
3名がおります。それから、実務法学研究
科の助手1名が協力教員としてセンターの
運営に携わっております。このセンターで
は定例会の会議を月1回やっています。

地域法実務センターというのは、クリ
ニックの教育をメインにはしているのだ
が、地域への法的サービスの供給という役
割も担っておりますので、そういった業務
についても定例会議の中で話し合いをして
いきますが、主な業務内容は、法律相談の
実施です。

法律相談については、学生の授業実施に
必要な期間だけやるという方法もあるう
かとは思いますが、そういったと、ユー
ザーの側から見ると、いつやっているかわ
からないということになってしまいますの
で、学生の授業がある期間かどうかとい
うことにかかわらず、通年で実施をして

ます。したがって、センター実施の法律相
談には2種類があり、1種類は先ほど述べ
ましたクリニックIIの授業として実施する
もの、もう1種類は通常の法律相談と同
様に弁護士が単独で行うものがあります。
いずれの法律相談も無料法律相談として実
施しています。

実は、センター所属の非常勤教員の弁護
士の先生というのは、実際には指導弁護
士の役割等は担っておりませんで、むしろ
弁護士による単独実施の法律相談を担当し
ていただくとこの役割を担っていただい
ております。

もう一つがクリニックのIとIIのサポー
ト体制ということで、ここが、早稲田大学
とか東京の大学とは多分異なるところだ
と思うのですが、ご存じのとおり、新潟は1
つの弁護士会と1つのロースクールしか
ございませんので、いったん良好な関係を築
くことができれば色々な面でご協力をいた
だけるとこの状況にあります。幸い、法科
大学院創設以前から県弁護士会と新潟大学

との間で非常に良好な関係を築いており
ますので、県弁護士会が非常に協力的に様
々なことを実施してくださっています。こ
のような関係の前提になっておりますのが、
ロースクールの開設する以前に締結された
協定書です。中味は法曹養成教育について
の連携をするというもので、県弁護士会と、
新潟大学との間で、協定を締結してござ
います。この協定に基づいてさまざまな協
力をいただいているという状況にござい
ます。県弁護士会の中に、正式な会務とい
うものとして、法科大学院特別委員会とい
うものを設置していただいて、十数名の
先生が委員としてご参加いただいております。

委員会に定例会議があるわけですが、定
例会議に、私も研究者教員もオプザーバ
ーとして参加をいたします。この研究者教
員は、ほとんど地域法実務センターの業務
にコミットしている研究者教員であり、定
例会議に参加して、リーガルクリニクI
とかIIの実施に関して様々な要請をし
たり、協議をしたりということを行って
おります。クリニクI、IIも含めて、新潟大
学の法科大学院における実務教育全般に
ついて、この委員会を通じて協議をして
いただいております。もはや、この委員
会なしには新潟大学ロースクールの実
務教育は実施し得ないといえるほどの
存在になっています。

同委員会は、クリニクI・IIの実施を
中心にサポートしていただいているので
すが、それに限定されるのではなく、例
えば独自の奨学金を作ったりといった話
とか、次期実務家教員のリストアップ
はどうでしょうか、そういったことも含
めて協議をいただいております。他県の
弁護士会についてリサーチしたことは
ないのですが、この委員会は法科大学
院開設前から設置されているものであ
り、クリニクI・IIの具体的な授業内
容を作成する際にも、弁護士会の実
況を踏まえ様々な形でご協力をいた
だきました。先ほどクリニクIIの
ご説明の際に述べました「法律相談
の傍聴」についても、同委員会の全
面的な協力及びアドバイスが実現し
たものでございます。

クリニック教育との関係で同委員
会が果たして下さっている役割には
様々なものがありますが、特
徴的なこととして、この委員
会が主催して、新潟大学法
科大学院が

共催する「クリニックの報告会」とい
うものがございます。先程お示し
しました年間スケジュールの中に、最
終授業の後にクリニック報告会とい
うものがあつたと思
います。それがここで言っている
ところのクリニックの報告会です。
この報告会は、新潟大学の法
科大学院の教員全員、それから
委員会の先生、指導弁護士、
県弁護士会の先生方全員に開
催の通知をいたしまして、同
席していただけるような仕組
みにはしております。

このような報告会を開くようになった
趣旨は、指導弁護士の先生への
お礼の意味もあるのですが、法
科大学院の制度自体とクリニ
ック教育の意義を、指導弁護
士のみならず県弁護士会の先
生方に隔々まで理解して
いただきたという趣旨もござ
います。この点を理解して
いただくのは非常に難しい
ものがありますが、総論的
なことを説明するよりも現
実に行っていることを見せ
るのがよからうということで、
ある種広報活動の意味も含
めて、クリニックの報告会
というものをやっております。

これについては、指導弁護士の先生
にもご報告をいただきますし、クリ
ニックの担当教員にも報告を
させていただきます。フ
リーデイングカレッジの
ところでは、学生からも
意見を述べてもらいます。
例えばクリニックをや
ってみたいの感想である
とか、学生の側から見て
改善して欲しいところ
とか、そういったところ
のアンケートも含めて、ま
さしく本当に報告をして
もらうということをいた
しております。

クリニックをやるにあつては、地
裁とか地裁の理解及び協
力というの也非常に重
要なこととして、昨年度
は地裁所長と

検事正もこの報告会に出席して下さいました。所長は、懇親会まで出席して下さい、学生と直接話して下さい、かつ全体に対しても「燃を飛ばす」といった感じのご挨拶をして下さいました。

クリニック報告会は、2月にやりますので学生に対して、特に3年生に時期が悪いというふうの一部から叱られてはいるのですが、意義は非常に大きいと思っております。開催時期の問題は今後の検討課題ではあります。継続していいこうようように考えております。

クリニックス系の科目と関連する他の科目についてもレジュメに列挙しておきました。1年次の司法制度論というのは、現在の司法制度がどんなものかというのを知ってもらおうというのがコンセプトであり1年前期に開講しています。2年次が、要件事実論の教育の部分と法曹倫理の教育が入ってくるのですが、この2つがいずれも後期開講科目だということが現在悩みの種ではあります。と申しますのは、一部の指導弁護士からは、「要件事実論を勉強させてから事務所へ学生を派遣して欲しい」といった要望が毎年上がって参ります。また、法曹倫理に関する講義を受講してないにも拘わらずリーガルクリニックスIの受講を開始することについても、これで行いのかどうかということが現時点で検討課題になっているところです。

リーガルクリニックスI及びリーガルクリニックスIIの教育効果について。これは私よりも本日ご出席の先生方のほうがむしろ実感しているんじゃないかと思うのですが敢えて申しますと、在学中に、今まさに法律基本科目群に属する科目を勉強しているとき

に、実務に触れて生の事案・生の当事者に触れることができるということによる教育効果は非常に大きいものがあります。特に手続法に関連する科目が顕著なわけですけれども、クリニックス科目を受講することによって、法律基本科目群に属する科目の理解が格段に深まるというのが学生の声です。そのほかにも、実務基礎科目群に属する他の科目との相互関連性があり、例えば法曹倫理についても座学で学ぶのと、実際の依頼者を目の前に各人が遭遇するであろう様々な問題について考えつつ、法曹倫理の授業の中で座学で聞いたこととの相互関連性を各学生が考えながら学ぶのでは格段の差があります。それから、これは非常にうれしかったのですが、修習前の実務導入教育としての役割というのも大きいものがあります。一つエピソードをご紹介します。ほうが多分わかりやすいと思うのですが、修習に行ったら修了生の話なのですが、修習をやっていると、勿論他大出身の学生とも会話をすることが多いのでしようが、その会話の中で他大の学生でクリニックスを受講していない学生が修習で苦心しているということが分かったのだそうです。新編大出身の修習生は、クリニックス科目を受講しているのが当然ですので、自分自身で修習を受けている時にはクリニックスを受講したことが役立つという実感が当初はなかったようなのですが、他大出身の修習生と比較して、新編大の2年間を振り返ってみると、特にクリニックスを受講していたことの重要性が分かってきたということだと思います。修了して修習を受けている修了生にも、そのように思ってもらえるのだと思います。新編県弁護士会の先生方に並々

らぬご苦労を強いている科目ではあります。が、今後も選択必修科目として位置づけてクリニックス科目を実施していく意義は大きいのだらうと思っております。

他方で、修了生の感想ですが、他大の新編大におけるクリニックス科目に関する今後の課題ですが、一番目に挙げたところが、最も今頭を悩ませているところだと思います。具体的には、指導弁護士確保の問題があります。新編県弁護士会を受け入れる修習生が従前と比較して増えるております。また、開設当初は特に問題は生じなかったのですが、単位認定を厳格に行い、かつ進級要件も厳しくしておりますので、徐々に在学生の数がふくらんできております。しかもクリニックス科目を選択必修にしている関係上、学生全員がクリニックスIあるいはIIのいずれかを受講させる必要があります。そうすると、新編県弁護士会を取り巻く現状は、従前よりも多くの修習生を受け入れ、ロースタールからはクリニックスの協力要請を受け、学部でもエクスターニッツ

の学生を受け入れるという状況になっております。ある弁護士さんが「1年中、誰かよその人が事務所に居るといふ感じがすね」と仰っついでいらつしやいましたが、一部の事務所ではなく多くの事務所に、このようになことを強いるような結果になってしまいかねないという面がございます。果たして、このような状況を何人の弁護士が受け入れてくれるかと考えますと、少し実施方法などを考えざるを得ないであろうという時期に来ております。

そこで実験的に、来年度は、ご理解いただける先生にしましては、1名でクリニックスIについて2人担当していただくこ

とができないかというお願いをしているところですが、ただ、東京の事務所と違って、県弁護士会の先生方は、いわゆる「一人事務所」が多いものですから、物理的に事務所の面積が足りないというお返事がどうも多そうだという感じがしております。そうすると、この方法を実現すること自体が、ちよつと苦しいという結果に至るかも知れません。ただ、このこととの関係で選択必修をやめようということは、愚行だと思っておりますので、県弁護士会の多くの先生方に理解していただけるような方法を模索しつつも、選択必修という制度設計は頑なに守り続けたいと思っております。

2点目のところは、先ほど少し触れたところですが、要件事実論に関する授業の実施時期との関係でございます。ただ、この面については、修習の実務修習とクリニックス科目とを混同しているのではないかと、というようにも考えております。要件事実論に該当する科目を受講し単位を取得していなければ、リーガルクリニックスを履修してはいけぬのか、という点必ずしもそうではないと思っております。ただより多くの教育効果を期待しようと思つと、要件事実論に関する知識がゼロのままクリニックスを受講しても良いのかという問題も他方ではあります。この点も、教育効果との関係で、どの程度まで事前に知識を学生に身につけさせるのがよいのかという検討・検証が必要などところであると思っております。

それから、地理的要因というふうに書きましたのは、新編大にいらしていただいた先生方は既におわかりだと思いますが、新編県弁護士会及び裁判所がある場所から大学までがバスで40分とか50分とかかか

ています。それで、うまくタイムリングを合わせて聞かせようと思う事件があったとしても、1時半ぐらいからの事件だと、選択している授業の開講時間との関係では、裁判所に行けないということも生じます。それから、これは学生にとつては大きな問題となるのが交通費の問題です。片道450円のバス代がかかるので、往復900円。これについては現在多くの指導弁護士が先生方が寄付をして下さり、学生に対して実費分を返還することができているのですが、大学としてはこのようなことまで指導弁護士の先生方におねがいしているということ自体が非常に心苦しいところであります。可能であれば、裁判所に近いところにロースタールを移すことができれば一番よるしいのですが、このところがなかなか難しいところですよ。

もう一つは、研究者教員との連携をどのようにして図っていくかということですが、これについては、1点は、学生がまたま法律相談で、例えば理論的にも興味のある事件があったときに、彼らはやはり研究者教員に質問したいと思うわけですが、ところが、学生はとても真面目で、守秘義務について非常に厳格に解してしまいがゆえにクリニックで扱った事件の事実概要をうまく説明できないのです。そうすると、こちらもうまく答えあげられない。彼らも守秘義務との関係で、どこまで話したらいいかというのが、特にクリニックIで2年生の前期に行った学生などは、なかなか判断がつかなくてどかしい思いをすること同じような問題が生じます。そうすると、せめてクリニックIIについて法律相談のと

きなどに、研究者教員が同席できないかということになるのですが、そういたしますと、今度は同席する教員の守秘義務の問題がでて参ります。この点をどうクリアしていくのかということが問題になります。また、御案内のとおり学生についてはクリニック受講のための損害保険に加入してもらっていますが、教員に関しては同様の仕組みをもった損害保険がございません。たとえ教員が守秘義務を遵守してくれたとしても同席した法律相談との関係で何らかの問題が生じることも考えあわせると、教員の同席ということについては二の足を踏んでしまうことがございます。

以上が私からの報告です。つたない報告ではありますが、ご質問、あるいはご指示等いただければ幸いです。

***** 質疑応答 *****

所長・宮川 どうもありがとうございます。新橋大学のリーガルクリニックIとリーガルクリニックIIは、そのいずれかを履修する選択必修になっているという事です。つまり、臨床教育科目が必修となっているわけで、臨床教育が大変に充実していると思えました。大変心強いプログラムになっていると思います。それではご自由に、ご意見ご質問をお願いします。
研究員 私がこのお話を聞いて、非常にいいなと思ったのは、要するに、リーガルクリニックIとIIの2つとも、実質はエクスターニシップだけれども、しかし、学生の実態と、それから引き受ける弁護士側の現実に合わせてあり、時間の余裕が相当ありますね。そして、大変工夫されており、

法科大学院側がそれなりにコントロールする、構造化されているという意味で非常に参考になるのではないかと思います。全くこういう工夫が存在しない法科大学院もあるわけです。それはどうしてそうなっているかというと、学期中には学生が外へ行けるわけではないという思い込みがあった、しかも3年の夏休みはみんな司法試験に忙しいから行けない。エクスターニシップは派遣先にまかせきりで、事務所から朝から晩まで座っていて、それでどんな時間を費やしているだけということもありうる。それだと法律相談に最初同席しても、その後どういふふうに事件が展開しているかということ、実際にフオローすることは全然できないわけです。

そういうことを考えると、こういうやり方があり得るのだということで、大変に参考になりました。だから、これはある意味で、何て言うんだらう、「瓢箪から駒」のような感じをもって話を聞いていました。いろいろな工夫がなされていますよね。そういう意味で、非常によくできているのではないかと思います。そして何よりも必修にしているところが、志が高いですね。

四ツ谷 選択必修が全国的に見て、そんなに珍しいと伺って、むしろ私はびびくりしました。学期中のことに関しては、これはやはり時間割の工夫がかなり大変で、うちがこのような方法を実現できることの背景には、東京の大学などと違って、学期中に非常勤講師に担当してもらって授業が、ほとんどないということがあるうかと思えます。殆どの授業をうちの教員が担当しておりますので、時間割りを教員の都合ではな

く学生の都合にあわせるということが可能です。そうすると相当工夫をして午前中に殆どの授業を集中させることができます。で、午後の時間帯は空けることができます。このようにいたしますと、指導弁護士としても学生と予定を合わせることが容易になるということかいます。

それから、午前中で殆どの授業を終わらせることについては、このクリニックだけではなくて、予習・復習時間の確保という面も考えると非常に有益です。学生からすると、午前中に授業を聞き終えて、午後は、彼らがグループ学習をするなり、復習をするなりという時間にあることが可能です。そういうことを実現するのが本筋だろうということ、こういった仕組みをとっています。

研究員 ロースタールの授業全体のほとんどが、大体午前中に固まっているということですか。

四ツ谷 そうです。

研究員 それだけ教室はあるんですか。

四ツ谷 あるというか、よそから借りたりとか。でも、教室は3つぐらいはあるので。

研究員 この教室ですか。

四ツ谷 はい。

研究員 これは結構な大きなビルですね。

四ツ谷 でも、4階と5階しかロースタール用ではありません。4、5階だけでは、その4、5階に学生の研究室、個別ではないですが、7、8人に1部屋が割り当てられています。パンフレットの写真に写っている建物の4、5階部分に学生の研究室を全員分確保して、両サイドに教室とロー・